

りこんとどけ

## 離婚届 のこと

りこん (離婚をする) どちらかが にほんじん (日本人) のとき)

※ 2人とも 外国籍の 人の 場合は、それぞれの 在日大使館、領事館に 聞いてください。

りこんとどけ だ かた  
○ 離婚届の 出し方

けっこん ひと わか けっこん かんけい お しゅくちやうそん やくしょ だ  
結婚していた 人と 別れて、結婚の 関係が 終わった ときに、市区町村の 役所に 出しま  
す。

にほん りこん りこんとどけ だ  
日本の やりかたで、離婚する ときは、離婚届を 出して ください。

りこん こくせき くに し  
離婚する ときは、国籍が ある 国にも 知らせて ください。

てつづ ほうほう たいしかん りやうじかん き  
手続きの 方法は、大使館か 領事館に聞いてください。

りこん じやうけん くに  
離婚の ための 条件は、国に よって ちがいます。

にほんじん にほん りこん みと ばあい  
日本人は 日本の きまりで 離婚を 認めてもらえない場合が あります。

がいこくせき ひと じぶん くに りこん みと  
外国籍の 人は、自分の 国の きまりで 離婚を 認めて もらいます。

とど とき  
(1) 届ける 時

さいばんしょ き りこん りこん き ひ かかん す まえ  
いつでも。裁判所が 決めた 離婚のときは、離婚が 決まった日から 10日間が 過ぎる 前。

さいばんしょ き りこん ちやうていりこん  
裁判所が 決めた 離婚は、調停離婚といえます。

りこん ことば  
(離婚に ついての 言葉)

- ・調停離婚 (ちやうていりこん) ・和解 (わかひ)、
- ・認諾 (にんだく) ・審判離婚 (しんぱんりこん)
- ・判決離婚 (はんけつりこん)

とど  
(2) 届ける ひと

けっこん り さいばんしょ き りこん さいばん はじ ひと  
結婚していた2人。(裁判所が 決めた 離婚は、裁判を 始めた 人)

とど  
(3) 届けるところ

けっこん り さいばんしょ き りこん さいばん はじ ひと  
結婚していた 2人のうち、どちらか ひとりの 住 所が あるところ、また ほんせき

あるところの しゅくちやうそん やくしょ  
あるところの 市区 町 村の 役所

とど で ばしょ  
(届け出 する 場所)

にしのみやしやくしょ しみんか こせきたんとう  
西 宮 市役所 市民課 戸籍担当 0798-35-3128

がいこくじんとうろくたんとう  
外国人登録担当 0798-35-3104

かくししょ さーびすせんたー ど にち しゅく うけつけ  
各支所、サービスセンター (土・日・祝 は受付していません)

あくたにしのみやすてーしょん  
アクタ西宮ステーション

ひつよう しよるい  
(4) 必要な書類

りこんとどけしょ  
①離婚届書

やくしょ しょうめいしょ りこん しょうめい しょうにん さいん  
役所などに あります。この 証明書には、離婚を 証明する 証人が サイン

しょうめい  
(さいん=署名) して、

いんかん お しょうにん さいいじやう ひとり  
印鑑を 押します。証人は 20歳以上の 人 2人です。

こせきぜんぶじこうしょうめいしょ

## ②戸籍全部事項証明書

にほんじん ひつよう  
日本人は 必要 です

こくせき しょうめい しょうい

## ③国籍を 証明する 書類

ばすぽーと  
パスポートなど

こんいん かくにん しょうい

## ④婚姻が 確認できる 書類

がいこくじんふうふ ばあい ひつよう  
外国人夫婦の 場合は 必要です。

ほんにん かくにん しょうい

## ⑤本人を 確認できる 書類

うんでんめんきょしょう  
運転免許証、パスポート（ばすぽーと）など

ちょうてい わかい にんだく ちょうしょ とうほん さいばん しんばん はんけつしょ さいばん

## ⑥調停（和解・認諾）調書の謄本 または 裁判（審判）の判決書（＝裁判などで

き 決まったことが か 書いてある書類） および かくていしょうめいしょ さいばんしょ りこん せいりつ  
確定証明書（裁判所で 離婚が 成立した とひつよう  
きだけ 必要です。ばあい とどけでしょ なか しょうにん りこん あいて しょうめい  
この場合は、届出書の中へは 証人と 離婚する 相手の 署名は ありません。）※ しゅくちやうそん とど で とど で ほうほう さーびす しゅるい しょうい  
市区町村によって、届け出する ところ、届け出の 方法、サービス（さーびす）の種類、書類なまえ  
の名前が ちがう ことが あります。※ くわ にほんご ひと いっしょ き  
詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。ちゆうちやうきざいりゆうしゃ ひと はいぐうしゃ かぞくたいざい とくていかつどう にほんじん  
中長期在留者 の人の うち 配偶者として 「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人のはいぐうしゃ えいじゆうしゃ はいぐうしゃ しかく もって にほん す ひと  
配偶者など」および 「永住者の 配偶者など」の 資格を 持って 日本に 住んでいる 人はいぐうしゃ りこん はいぐうしゃ し ばあい にち いない す ちいき  
が、配偶者と 離婚したり。配偶者が 死んだ 場合には、14日 以内に 住んでいる 地域に

せいかつの いろいろなこと （にしのみやしの ばあい）

ある <sup>ち ほうしゆつにゆうこくざいりゆうかんり かんしよ</sup> ①地方 出 入 国 在 留 管理官署 <sup>い</sup> へ <sup>とうきょうしゆつにゆうこくかんり きょく</sup> 行くか、<sup>ゆうそう</sup> ②東京 出 入 国 管理局 への 郵 送  
による <sup>とど</sup> 届け出が <sup>ひつよう</sup> 必要です。

てつづ <sup>ほうほう</sup> 方法は、<sup>す</sup> 住んでいる <sup>ちいき</sup> 地域の <sup>しゆつにゆうこくざいりゆうかんり きょく</sup> 出 入 国 在 留 管理局 に <sup>たずね</sup> てください。